

令和7年度夏期ライフプランセミナー

退職手当について

(さいたま市教職員用)

さいたま市教育委員会
教職員給与課 給与係

本日の流れ

1 退職手当の概要

- ・ 退職手当とは。

2 退職手当の計算方法

- ・ どのように金額が決定されるのか。

3 退職手当に係る税金等

- ・ 退職手当から引かれる額は。

1 退職手当の概要

ア 退職手当とは？

民間企業で「退職金」と呼ばれているもの

イ 受給者は？

原則、職員本人に支給

ウ 支払時期は？

原則、退職日から起算して1か月以内

2 退職手当の計算方法

退職手当の算出基礎になるものは？

① 退職日の給料の月額

①退職日の給料の月額

×

② 支給割合

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

③ 退 職 手 当 の 調 整 額

||

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

◎計算式（イメージ）

①退職日の給料の月額	=	400,000円
×		×
② 支給割合	=	40.00
+		+
③ 退職手当の調整額	=	2,000,000円
退職手当額	=	18,000,000円

2 退職手当の計算方法

◎計算に必要なもの

- ① {
 - 給与明細 → 給料の月額が記載
- ② {
 - 経歴（履歴書）
 - 勤続年数を決定するのに必要な休職歴、前歴等が記載
 - 退職手当の支給割合一覧表（別添1）
- ③ {
 - 退職手当の調整額の区分表（別添2）

2 退職手当の計算方法

①退職日の給料の月額

①退職日の給料の月額

→給与明細のどこを見れば分かるのか？

×

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

退職手当の計算上、使用する給与明細の各項目について

A

級号給	給料表上の 給料月額
02-152	409,600

給料表上の給料月額
※教育職給料表3級の場合の加算込み
※教職調整額(教育職給料
表1級、2級、特2級が支給対象)は、
給料表上の給料月額の4%を別途加算
※支給明細上の給与及び教職調整額は
退職手当計算の際は使用しない

支給明細 B

給料	給料の 調整額	教職調整額	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	初任給調整 手当	通勤手当
409,600		16,384						
時間外勤務 手当	特別勤務	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	宿日直手当 (課)	宿日直手当 (非)	管理職員特 別勤務手当		
教員特別 手当	非常勤加算			勤勉手当	児童手当	支給課税	支給非課税	

↑
特支・特学担任等の場合に加算

特支・特学担任等の場合に加算

2 退職手当の計算方法

給与明細による「給料の月額」の確認方法

※給料表の切替えに伴う経過措置の対象者、非対象者共通

級号給	給料表上の 給料月額
02-152	409,600

B

支給明細

給料	給料の 調整額	教職調整額
409,600		16,384
時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	夜間勤務 手当
教員特別 手当	単身赴任 手当	寒冷地手当

- ・給料表3級・4級の場合はA+Bが「給料の月額」となる
- ・給料表1級・2級・特2級の場合は、
(A × 1.04) + B が「給料の月額」となる
(Aに対する教職調整額を加算するため)

2 退職手当の計算方法

◎勧奨退職について

※勧奨退職の加算条件

- ①勤続25年以上
- ②定年から10年を減じた年齢以上
- ③定年の退職日から1年前までに勧奨により退職

※勧奨退職加算での定年は60歳として数える

⇒3つの条件全てを満たす場合は給料の月額に加算されます。

2 退職手当の計算方法

◎ 計算例（勧奨退職の場合）

- ・ 給料の月額に加算されるもの

※勧奨退職の加算

年齢 (歳)	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
加算率 (%)	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

⇒57歳で勧奨の場合（給料の月額400,000円、加算率6%）

$$400,000\text{円} \times 1.06 = 424,000\text{円}$$

2 退職手当の計算方法

②支給割合

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

→どのように決まるのか？

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

支給割合とは？

支給割合は、 **A 退職事由** **B 勤続年数** で決定される。

退職事由 勤続年数	自己都合	定年・任期満了 公務外死亡 通勤災害傷病	勧奨	公務外傷病	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.837		0.837	1.2555
～	～	～	～	～	～
34年	38.7531	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

2 退職手当の計算方法

A 退職事由にはどのようなものがあるか？

- 定年退職
- 勧奨退職
- 自己都合退職
- 公務外傷病退職...等

→それぞれの退職事由で支給割合が異なる

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数

職員としての在職期間(a)と下記の b ~ d の処理をした期間

※単純に本採用された日から退職日までではない

a 職員としての在職期間

...職員になった日の属する月から退職した日の属する月までの期間

b 前歴の期間の通算

c 休職期間等の除算

d a ~ c により算出した期間のうち、1 年未満の月数が 6 月以上なら 1 年に切上げ、6 月未満は切捨て
※自己都合退職の場合は 1 年未満は全て切捨て

2 退職手当の計算方法

a 職員としての在職期間 どのように計算するのか？

{ H2. 4. 1 ~ R9. 3. 31 本採用教職員 のXさんの場合 }

採用
H2.4.1

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R9.3.31

2 退職手当の計算方法

a 職員としての在職期間 どのように計算するのか？

採用
H2.4.1

ポイント
⇒1日でも在職していればその月は1月として計算

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R9.3.31

H2.4.1～R9.3.31 …… 37年0月

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

◎勤続年数に通算し得る前歴

⇒以下の職員としての引き続いた在職期間

- ・さいたま市の本採用職員
- ・埼玉県教職員
- ・国家公務員
- ・他の地方公務員
- ・特定地方公社職員
- ・特定公庫等職員
- ・特定一般地方独立行政法人職員 等

◎通算し得る前歴が以下の2つの条件を満たす場合

⇒勤続年数に通算できる

条件1:退職時に退職手当を受けていない

条件2:引き続き1日も空けずに採用されている

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

どのような場合、前歴を勤続年数に通算できるか？

H1. 4. 1～H1. 12. 31 臨時的任用職員、H2. 1. 2～H2. 3. 31 臨時的任用職員
H2. 4. 1～R9. 3. 31 本採用職員、H2. 8. 10～H3. 3. 31 育児休業取得
のYさんの場合

採用
H1.4.1

臨任
(埼玉県)

退職
H1.12.31

採用
H2.1.2

臨任
(埼玉県)

退職(任期満了)
H2.3.31

採用
H2.4.1

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R9.3.31

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算（前歴を通算できない場合）

採用
H1.4.1

採用
H2.1.2

採用
H2.4.1

臨任
(埼玉県)

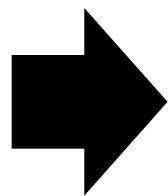
臨任
(埼玉県)

本採用
(埼玉県→さいたま市)

退職
H1.12.31

退職(任期満了)
H2.3.31

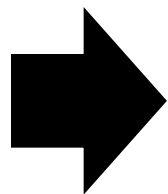
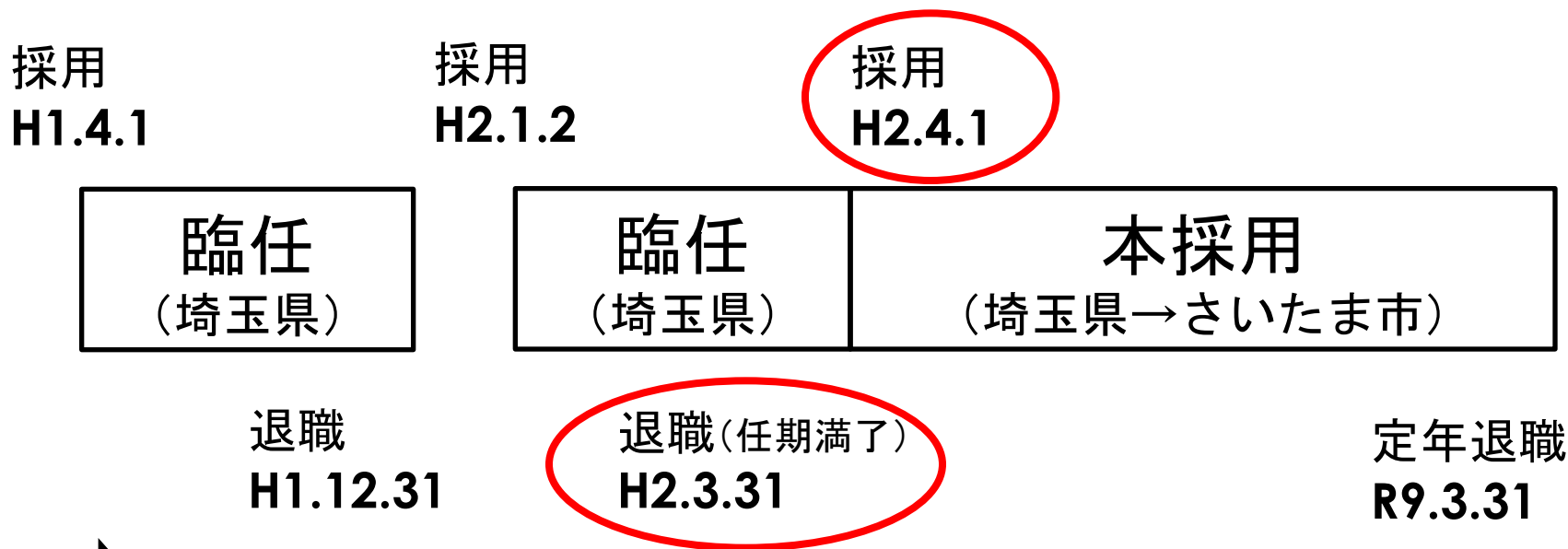
定年退職
R9.3.31



1日以上空けて採用 = 通算しない

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算（前歴を通算できる場合）



1日も空けず採用 = 通算する
H2.1.2～R9.3.31 …… 37年3月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算する割合

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 下記(2～5)以外の休職等 | →1/2除算 |
| 2 | 組合専従による休職期間 | →全期間除算 |
| 3 | 育児休業 子が1歳に達した日の属する月まで
(※平成4年4月1日以降育休取得) | →1/3除算 |
| | 上記以外 | →1/2除算 |
| 4 | 自己啓発等休業
(※一定要件を満たすものは1/2除算) | →全期間除算 |
| 5 | 配偶者同行休業 | →全期間除算 |

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｙさんのケース）

採用
H2.4.1

開始
H2.8.10

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	------	--------------------

採用
H2.1.2

終了
H3.3.31

定年退職
R9.3.31

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｙさんのケース）

採用
H2.4.1

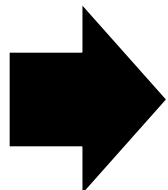
開始
H2.8.10

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	------	--------------------

採用
H2.1.2

終了
H3.3.31

定年退職
R9.3.31



月の初日から末日まで休んだ期間が対象
＝ H2年9月～H3年3月の7か月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

採用
H2.4.1

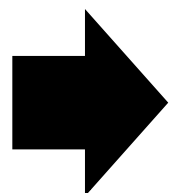
開始
H2.8.10

臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	---------------	--------------------

採用
H2.1.2

終了
H3.3.31

定年退職
R9.3.31



この場合 $1/2$ を除算
 $= 7\text{か月} \times 1/2 = 3.5\text{月}$

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

採用
H2.4.1

開始
H2.8.10

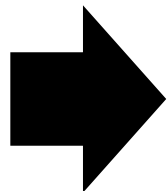
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
-------------	--------------	---------------	--------------------

採用
H2.1.2

終了
H3.3.31

定年退職
R9.3.31

37年3月 - 3.5月 = 36年~~11.5~~月



→ 37年

1年未満の月数のうち、6月以上は切上げる
(自己都合退職の場合、1年未満は切捨て)

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数 ◎計算例まとめ

- H1. 4. 1 ~ H1. 12. 31 臨時的任用職員
- H2. 1. 2 ~ H2. 3. 31 臨時的任用職員
- H2. 4. 1 ~ R9. 3. 31 本採用（定年退職）
- H2. 8. 10 ~ H3. 3. 31 育児休業取得 の場合

在職期間・・・**37年3月**

（臨時的任用職員期間3月+本採用職員期間37年）

除算期間・・・**3.5月**

（平成4年4月1日以前に育休取得：1/2除算）

37年3月－3.5月＝36年~~11.5~~月→37年

1年未満の月数のうち、6月以上は切上げ
（自己都合退職の1年未満は切捨て）

2 退職手当の計算方法

◎支給割合一覧表の見方 (別添 1 参照)

退職事由 勤続年数	自己都合	定年・任期満了 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.5022			1.2555
～	～				～
34年	38.7531	46.83015			46.83015
35年	39.7575	47.709		39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年		47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

退職事由: 定年
勤続年数: 37年
の場合
支給割合: 47.709

2 退職手当の計算方法

③退職手当の調整額

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

→どのように決まるのか？

2 退職手当の計算方法

○退職手当の調整額とは？

【定義】

平成8年4月1日から退職日の属する月までの在職期間を、月ごとに別添2に定める区分に分類し、調整月額の高い順に60月分を加算する。

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (別添 2 参照)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (小・中学校の教頭の場合)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の計算例（勤続38年の教諭の場合）

- ・第5号 特2級・2級（大卒経験36年超）の期間

$$43,350\text{円} \times 24\text{月} = 1,040,400\text{円}$$

【調整月額】 【当該区分月数】

上位の区分から
先に適用する。

- ・第6号 特2級・2級（大卒経験27年超）の期間

$$32,500\text{円} \times 36\text{月} = 1,170,000\text{円}$$

【調整月額】 【当該区分月数】

$$\begin{aligned} 1,040,400\text{円} + 1,170,000\text{円} \\ = 2,210,400\text{円} \\ \text{【調整額】} \end{aligned}$$

2 退職手当の計算方法

○調整額の目安（教育職の場合）

級	在級年数	退職手当の調整額
4級	5年超	3,573,000円
3級	5年超	3,249,000円
特2級／2級	勤続38年	2,210,400円
	勤続32年	1,950,000円
特2級	勤続27年（かつ在級5年超）	1,950,000円
2級	勤続27年	1,626,000円
	勤続15年	1,626,000円

2 退職手当の計算方法

○調整額の計算にあたっての留意点

退職事由や勤続年数によっては、調整額が減額、あるいは不支給となることがある。

退職事由	勤続年数	制限
自己都合以外	4年以下	別添2により計算した調整額の1 / 2
自己都合	10年以上24年以下	別添2により計算した調整額の1 / 2
	9年以下	支給しない

3 退職手当に係る税金等

○退職手当額から引かれるもの

①「退職手当」に課される税金

- ・ 所得税（復興特別所得税含む）
- ・ 住民税（市町村民税、都道府県民税）

②「前年収入」に課されている税金

- ・ 一括徴収住民税

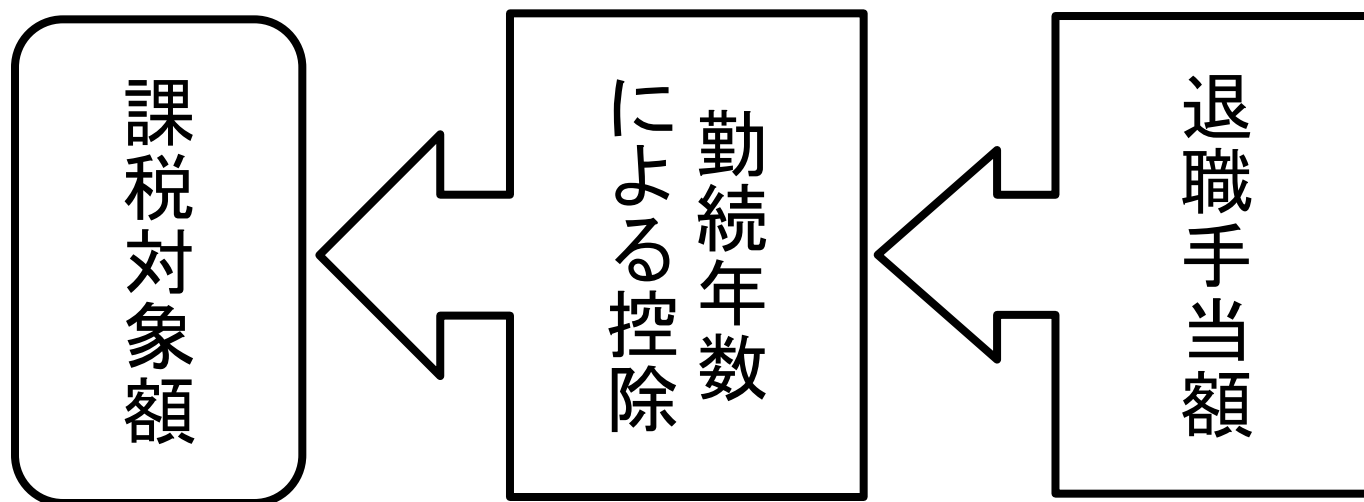
※住民税は、前年の1月～12月の所得に基づいて計算され、その年の6月～翌年5月支給の給与から徴収されている。
⇒給与からの徴収ができなくなる4、5月分の住民税を、退職手当から一括して徴収するもの。

③貸付返済金

3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税

⇒退職手当額と勤続年数により決定



3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税の計算式

(控除額の計算式)

- 勤続20年以下

⇒ $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$

※計算した額が80万円未満の場合は80万円

- 勤続20年超

⇒ $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

・所得税、住民税（ケース1）

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 36年 }

⇒控除額 $800万円 + 70万円 \times (36年 - 20年) = 1920万円$

全額控除対象となるので、所得税・住民税は0円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・所得税、住民税(ケース2)

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 30年 }

⇒控除額 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1500\text{万円}$

課税対象額 $1900\text{万円} - 1500\text{万円} = 400\text{万円}$

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・所得税、住民税(ケース2)

別添3参照(別添3の税額は概算です)

課税対象額 400万円

別添3 退職手当の税額表	
税額表(所得税・住民税の合計額)	
所得控除後の額	税額(千円)
150万円	114千円
～	～
400万円	305千円
450万円	356千円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

- ・一括徴収住民税（4・5月分）

控除明細									
共済短期	介護保険料	共済福祉	共済長期		健康保険	厚生年金	雇用保険		課税対象額
所得税	住民税	市互助会	教互助会 (課)	教互助会 (非)	共・互貸付金			退職共済	使用料
生命保険料	損害保険料	財形貯蓄	保険料	控除	「住民税」の2カ月分				組合費